

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和5年2月28日

申請者 初川彬

論文題目 自由権規約における積極的義務と人権の制限、その国内実施

— 表現の自由の制限と差別禁止を中心に —

審査員 只野雅人（主査）、中西優美子、竹村仁美

本論文は、差別禁止を理由とした人権条約における表現の自由の制限の問題に着目し、その分析を行うとともに、国内実施の可能性についても検討した論攷である。

初川氏は、「はじめに」において、ヘイト・スピーチ規制を例にあげながら、他者の権利を理由として人権の制限が求められることもありうるのではないかという、踏み込んだ問題提起を行っている。その根拠とされるのが、非差別原則と国家の積極的義務（自由権規約26条）である。「第1部 国際基準の分析と検討」が論じるのは、日本が批准した人権条約の規定だけでなく、条約実施機関（自由権規約委員会）による総括所見・見解・一般的意見などの解釈をも包含する「国際基準」である。その射程や拘束力が、非差別原則と積極的義務を念頭に置き、ヨーロッパ人権条約における非差別原則・積極的義務の分析をも交えながら、表現の自由の制約の問題を中心に分析される。「第2部 国際基準の日本国内における実施」では、国際基準の日本国内における実施手法が検討される。初川氏は、国内法としては憲法が条約に優位するとの立場をひとまず前提としつつも、条約適合的解釈、基本権保護義務論、私人間の差別事案をめぐる近時の下級審の裁判例などを素材に、積極的義務の履行の可能性を探る。さらに、国内人権機関や個人通報制度を通じた履行の担保にも論及する。

本論文には、以下のような優れた点が認められる。第1に、国際基準が「事実上の拘束力」を持つとされることの意味について、様々な論証を重ね、一定の解答が示されている点である。人権条約への加入により国家は国際社会に対して説明責任を負い、その履行の積み重ねの中から一定の拘束力が生じるとの指摘は、控え目ではあるが、国際人権規範が生成される重要な契機に触れていると思われる。第2に、非差別原則と積極的義務を手掛かりに、国内法上も人権（表現の自由）の制限が求められる場合があるのではないかという、踏み込んだ主張の論証に正面から取り組んでいる点である。こうした議論がどこまで一般化できるのか、あるいはその根拠づけが十分かといった点については、当然に議論があり得よう。しかし、アクチュアルな難問に正面から取り組んだ意欲は、十分評価に値する。第3に、国際人権法と憲法を中心とする国内法との架橋を目指す、領域横断的な検討がなされている点である。踏み込んだ問題提起は、2つの学問領域の間の対話を促す端緒ともなりうる。

一方で、本論文には改善すべき点もある。踏み込んだ問題提起をめぐっては、なお一層の論証の精緻化が求められよう。主張の一貫性について、いまだ少し議論の洗練が必要と思われる箇所もある。また、表現の自由の制限だけでなく、表現の自由それ自体の意義についても、比較法的知見やヨーロッパ人権裁判所の判例分析などを踏まえたさらなる検討が求められよう。もっとも、こうした点は初川氏も自覚しており、今後の検討が十分に期待できる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者初川彬氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。